



総務省

～心ひとつに～ **がんばろう岩手！がんばろう東北！**

平成 24 年 7 月 1 日現在

# 被災者のための相談窓口案内(ガイドブック)

## 【岩手版（第五版）】

平成 23 年（2011 年）東日本大震災の

被災者の皆様へ



この度の東日本大震災の被災者の皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。  
総務省岩手行政評価事務所では、今回の大震災による被災者への支援強化のため、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設し、被災者の皆様からのいろいろな問い合わせや相談などを受け付けております。

地震による被災について、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」、「こうしてほしい」などなんでもお受けします。

住 所：盛岡市盛岡駅西通一丁目 9-15 盛岡第 2 合同庁舎 4 階  
電 話：0120-711-815（震災行政相談専用フリーダイヤル）  
※平日 8時30分 ～ 17時15分（岩手行政評価事務所受付）  
これ以外の時間は、留守番電話でお受けします。  
FAX：019-624-1155（通話料がかかります。）

また、国等では、被災者の方々のための各種支援制度を設けております。

このガイドブックは、被災された皆様が少しでも早く元どおりの生活を送ることができることを願い、各種支援制度、相談窓口などについて、各行政機関等の情報を基に取りまとめたものです。皆様の生活の安定・再建の一助としていただければ幸いです。

なお、各種支援制度等は、様々な要件が設けられている場合や、時間の経過と共に受付を終了している場合、また、新たな支援策が設けられている場合がありますので、随時、各担当窓口にお尋ねください。

総務省 岩手行政評価事務所

# 目 次

○ <u>総合窓口</u>	1
○ <u>いのち</u>	1
行方不明者・死亡者	1
医 療	2
○ <u>ほけん・ふくし</u>	2
○ <u>くらし</u>	3
被災によりお住まいの市町村 を離れ避難している皆さまへ の情報提供	3
お 金	4
税金、公共料金	7
住まい	10
土地・建物等	10
仕 事	11
車 両	12
運転免許証などの再交付	13
消費生活相談	14
○ <u>せいかつ再建</u>	15
り災証明書の発行	15
被災者生活再建支援制度	15
災害義援金の交付	16
災害弔慰金の支給	17
災害援護資金の貸付	17
住宅金融支援機構の返済と 融資相談窓口	18
○ <u>じぎょう再建</u>	18
農林漁業者窓口	18
中小企業者窓口	19
○ <u>その他</u>	21

## 総合窓口

### ○ 岩手県災害総合窓口

岩手県では、東日本大震災に関する県への情報提供や県民の問い合わせに対応する**総合窓口**を設置しておりますので、ご利用ください。

**岩手県災害総合窓口** TEL : 019-629-6911 (平日 8:30~17:15)

### ○ 被災者相談支援センター

岩手県では、久慈、宮古、釜石、大船渡の4地区に**被災者相談支援センター**を開設し、被災者の皆様の生活再建に向けた各種相談、お問い合わせに、**お電話と窓口**で対応しています。

また、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャル・プランナーも日替わりで窓口で常駐し、専門的な相談にも対応していますので、お気軽にご相談ください。

(平日 9:00~17:00 ※専門家相談は 10:00~15:00)

#### ◆ 久慈地区被災者相談支援センター

県久慈地区合同庁舎 (久慈市八日町 1-1)

TEL : 0120-934-755

#### ◆ 宮古地区被災者相談支援センター

県宮古地区合同庁舎 (宮古市五月町 1-20)

TEL : 0120-935-750

#### ◆ 釜石地区被災者相談支援センター

シープラザ釜石 (釜石市鈴子町 22-1)

TEL : 080-5734-5494・5495

#### ◆ 大船渡地区被災者相談支援センター

県大船渡地区合同庁舎 (大船渡市猪川町字前田 6-1)

TEL : 0120-937-700

## いのち

### 【行方不明者・死亡者】

### ○ 岩手県警察本部

**岩手県警察本部** TEL : 019-653-0110 (平日 9:00~17:45)

岩手県警察本部では、死者、行方不明者などに関する情報提供も行っております。

## 【医療】

### ○ 医療機関での一部負担金に係る免除

- ・ 被災された方が医療機関で受診する場合、医療機関に支払う一部負担金が免除される場合があります。一部負担金の免除を受けるためには、あらかじめ**免除証明書の交付**を受ける必要があります。

#### (免除される方)

- ① **国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会**にご加入の方で、被災当時に災害救助法の適用地域の住民であり、住家が半壊以上の被害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方などです。

なお、**国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会**にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。

※ **その他の医療保険にご加入の方は**、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもあります。窓口負担が免除される場合、**免除証明書の更新**が必要となりますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。

免除期間：平成23年3月11日から**平成24年9月30日**まで

- ② 東京電力福島原発事故による警戒区域等のすべての住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。）です。

免除期間：平成25年2月28日まで

- ・ なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず、窓口負担を行った方は支払った窓口負担の還付を受けることができますので申請をお願いします。
- ・ 詳しくは、**ご加入の医療保険の保険者**までお問い合わせください。

## ほけん・ふくし

### ○ 生活保護

- ・ 生活保護は原則として居住地で申請を行いますが、今回の震災により居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、避難先でも申請を行うことができます。
- ・ 詳しくは、**避難先の市町村・福祉事務所等保護の実施機関**までお問い合わせください。

### ○ 介護保険サービスの利用者の方

- ・ 介護保険サービスの利用者負担の減免が受けられる場合があります。

#### (免除される方)

- ① 被災当時に岩手県にお住まいで、住家が著しい被害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方などです。

なお、岩手県の被災市町村の方（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈広域連合）は、免除証明書の有効期限が「平

成 24 年 2 月 29 日」となっていますが、平成 24 年 9 月 30 日まで、引き続き使用することができます。

② 東京電力福島原発事故による警戒区域等の被保険者の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。）について、平成 25 年 2 月 28 日まで、減免の対象となります。

- ・ 詳しくは、各市町村までお問い合わせください。

## ○ 高齢者の一般相談（シルバー110番）

- ・ 岩手県高齢者総合支援センターでは、**高齢者とその家族の方**を対象に、高齢者やその家族が抱える高齢者福祉、介護保険、医療などの心配ごと、悩みごとなどに対する総合的な相談窓口（フリーダイヤルTel：0120-848-584 平日 9:00～17:00）を開設しておりますので、ご利用ください。

## ○ 障害をお持ちのお子さまと保護者の相談窓口

- ・ 障害をお持ちのお子さまと保護者の方が、今回の震災でどのような福祉サービスが使えるかなどのご相談をされる場合は、**障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部（岩手県 Tel：090-5351-3780 毎日 8:00～20:00）**をご利用ください。
- ・ 発達の遅れが気になる子どもに関する相談には、**岩手県発達障がい者支援センター（Tel：019-601-2115 平日 9:00～17:00）**及び**発達障がい沿岸センター（Tel：0193-55-5590 平日 9:00～17:00）**で相談支援専門員が応じますのでご利用ください。

## ○ 震災ストレス相談

- ・ 岩手県精神保健福祉センターでは、被災に伴う、うつ・PTSD や複雑性悲嘆などの精神的な問題を抱える被災者やご遺族に対する**災害時ストレス健康相談窓口（Tel：019-629-9617 平日 9:00～17:00）**を設置しております。なお、同センターでは面接相談によるトラウマ関連相談室（祝祭日を除く毎週火曜日 13:30～17:00 事前予約必要）も開設しております。
- ・ また、以下の団体でも相談窓口を設置しております。

### <日本臨床心理士会>

#### 東日本大震災心の相談電話

（Tel：0120-719-789 又はTel：03-3813-9960 月火木金 19:00～21:00）

くらし

## 【被災によりお住まいの市町村を離れ避難している皆さまへの情報提供】

- ・ 総務省では、避難先に、避難前にお住まいだった県や市町村のさまざまなお知らせをお届けできる「全国避難者情報システム」を整備しております。
- ・ **避難先の市町村**へ、「ご氏名・生年月日・性別」「避難前の住所」「避難先（避難所、個人宅等）の情報」をお届けください。

- ・ 避難前にお住まいだった県・市町村の見舞金、税金の減免など**生活支援に関するさまざまな情報**が届けられます。
- ・ 詳しくは、**避難先の市町村**又は**総務省自治行政局住民制度課**（Tel：03-5253-5517）までお問い合わせください。

## 【お 金】

### ○ 生活福祉資金の貸付

- ・ **生活福祉資金**は、**低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等**を対象として**無利子又は低利子**で、各種の資金を貸し付ける制度です。特に、**被災された世帯**では、**次の生活復興支援資金**の活用が考えられます。
  - ※ **災害援護資金**（17 ページ参照）の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、原則として**住宅補修費の貸付対象となりません**ので、ご注意ください。

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要な当面の生活費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	住宅の補修等に必要な費用
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯		
貸付上限	二人以上世帯：月 20 万円以内 単身世帯：月 15 万円以内 (貸付期間は 6 月以内)	80 万円以内	250 万円以内
据置期間	最終貸付日から 2 年以内	貸付日から 2 年以内	
償還期限	据置期間経過後 20 年以内（貸付金額に応じて設定）		

※ 上記のほか、求職中の低所得世帯を対象として生活費等を貸し付ける総合支援資金や、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として医療費、介護サービス費、住居移転費等を貸し付ける福祉資金などがあります。

- ◆ 連帯保証人：原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。
- ◆ 借受利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年 1.5%となります。

- ・ 詳しくは、**各市町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会**（Tel：019-637-4466）又は**民生委員**までお問い合わせください。

（各市町村社会福祉協議会）

盛岡市	019-651-1000	二戸市	0195-25-4959	山田町	0193-82-3841
宮古市	0193-64-5050	雫石町	019-692-2230	岩泉町	0194-22-3400
大船渡市	0192-27-0001	葛巻町	0195-66-2111	田野畑村	0194-33-3025
奥州市	0197-25-6158	岩手町	0195-62-3570	普代村	0194-35-2100
花巻市	0198-24-7222	滝沢村	019-684-1110	軽米町	0195-46-2881

北上市	0197-64-1212	紫波町	019-672-3258	洋野町	0194-65-5360
久慈市	0194-53-3380	矢巾町	019-611-2840	野田村	0194-71-1414
遠野市	0198-62-8459	西和賀町	0197-85-3225	九戸村	0195-41-1200
一関市	0191-23-6020	金ヶ崎町	0197-44-6060	一戸町	0195-33-3385
陸前高田市	0192-54-5151	平泉町	0191-46-5077		
釜石市	0193-24-2511	住田町	0192-46-2300		
八幡平市	0195-74-4400	大槌町	0193-41-1511		

## ○ 年金受給者向け小口資金の貸付

- ・ 年金を受給している方が、その**年金の受給権を担保**として**住宅などの資金や事業資金等（最高 250 万円まで）**の融資を受ける制度です。ただし、返済が終了するまで、年金の一部を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。
- ・ 恩給・共済年金、厚生年金保険（厚生年金基金等を除く。）、船員保険、国民年金（国民年金基金及び老齢福祉年金を除く。）等の**年金受給者**が対象です。
- ・ 詳しくは、**恩給・共済年金**の受給者については株式会社**日本政策金融公庫盛岡支店**（国民生活事業 **TEL：019-623-4376**）又は**一関支店**（国民生活事業 **TEL：0191-23-4157**）、その他の年金の受給者については**独立行政法人福祉医療機構**（**TEL：03-3438-0224**）までお問い合わせください。

## ○ 「いわての学び希望基金」による給付金・奨学金

- ・ 東日本大震災津波により親を失った、**就学前の乳幼児に対し給付金を、小学生から大学生までの児童生徒及び学生に対し返還不要の給付型奨学金**を給付する事業があります。
- ・ 未就学児については、詳しくは**岩手県保健福祉部児童家庭課**（**TEL：019-629-5461**）又は**広域振興局保健福祉環境部**までお問い合わせください。
- ・ 小学生から大学生については、詳しくは**岩手県教育委員会事務局教育企画室**（**TEL：019-629-6108**）までお問い合わせください。

## ○ 日本学生支援機構奨学金の貸与

- ・ 災害救助法が適用されている**岩手県内に居住する世帯の学生**を対象として、**独立行政法人日本学生支援機構**では、**奨学金**の貸与申請を受け付けております。
- ・ 詳しくは、**在学している学校**までお問い合わせください（日本学生支援機構への直接申込はできません）。
- ・ また、今回の震災により奨学金の返還が困難となった者は、**返還を減額・猶予**できる場合があります。
- ・ 詳しくは、**独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還相談センター**（**TEL：0570-03-7240**）又は**03-6743-6100** 平日 8:30~20:00）までお問い合わせください。

## ○ 財団法人岩手育成奨学会の貸与

- ・ 岩手県内に住所を有する者の子弟で、**東日本大震災津波等に被災したことに伴う家計急変により高等学校、専修学校（高等課程）及び特別支援学校（高等部）の修学が困難となった者**を対象として、**緊急採用の奨学金貸与申請**を受け付けております。
- ・ 貸与月額は学校種別及び通学区分により異なります。  
国公立：（自宅通学）18,000円 （自宅外通学）23,000円  
私立：（自宅通学）30,000円 （自宅外通学）35,000円
- ・ 詳しくは、**財団法人岩手育英奨学会（Tel：019-623-2050）**までお問い合わせください。

## ○ 金融機関による預貯金の引出し等

- ・ 政府では、今回被災された皆様のために、金融機関に対し、**預金通帳を紛失しても、名前や住所などが確認できれば、預金の払戻しに応じるよう要請**を行っております。
- ・ 詳しくは、**県内金融機関**までお問い合わせください。
- ・ また、東北財務局、盛岡財務事務所では、「**金融相談窓口**」を設置して、被災者からの預金、融資、証券、生命保険・損害保険等に関する相談に応じております。
- ・ こちらは、**東北財務局金融相談窓口専用ダイヤル（Tel：022-721-7078 平日9:00～17:45）**又は**盛岡財務事務所理財課（Tel：019-625-3353 平日8:30～17:15）**をご利用ください。

### 〈ゆうちょ銀行〉

- ・ **郵便局及びゆうちょ銀行**では、貯金通帳・証書などや印章をなくされた被災者の方に対し、**おひとりさま20万円**を限度とした通常貯金などの払い戻しを行っております。
- ・ **本人確認書類（運転免許証、各種保険証など）**をお持ちの場合はご持参の上、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行でご相談ください。

#### ※ゆうちょ銀行（民営化前の郵便貯金を含みます）の貯金の有無が分からない場合

- ・ 今回の震災でお亡くなりになった方又は行方不明の方の貯金が分からない場合は、お近くの**郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行**において、現存照会（貯金の有無の調査）のお手続きを行ってください。
- ・ 名義人さまがお亡くなりになったこと又は行方不明であることが確認できる書類（死亡診断書など）、請求人ご本人さまが確認できる書類（運転免許証、各種保険証など）及び請求人さまと名義人さま（調査対象者）の関係が分かる書類（戸籍謄本など）をご持参の上、**郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行**でご相談ください。

#### [問い合わせ先]

ゆうちょコールセンター（Tel：0120-108420 平日8:30～21:00、土・日・休日9:00～17:00）

### 〈かんぽ生命保険〉

- ・ **郵便局及びかんぽ生命保険**では、今回の震災で被災された方について、**災害による死亡保険金の全額支払（災害免責条項の適用除外）、必要書類を一部省略する等による保険金の非常即時払、貸付利率の軽減等**の支援策を実施しております。
- ・ 詳しくは、**かんぽコールセンター（フリーダイヤルTel：0120-552-950 平日9:00～21:00、土日・祝日9:00～17:00）**までお問い合わせください。



## 〈生命保険・損害保険〉

### ・ 加入していた生命保険・損害保険が分からない場合の問い合わせ

被災された方が加入していた**生命保険**会社や**地震保険**の契約会社が分からない場合、**社団法人生命保険協会**及び**一般社団法人日本損害保険協会**の**照会窓口**をご利用ください。

#### 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」（フリーダイヤル）

Tel：0120-001-731（受付時間 平日 9:00～17:00）

#### 日本損害保険協会「地震保険契約会社照会センター」（フリーダイヤル）

Tel：0120-501-331（受付時間 平日 9:00～17:00）

※損害保険（地震保険契約会社の照会を除く）に関する問い合わせ

日本損害保険協会「そんぽADRセンター」（ナビダイヤル）

Tel：0570-022808（受付時間 平日 9:15～17:00）

「そんぽADRセンター東北」（直通電話）

Tel：022-745-1171（受付時間 平日 9:15～17:00）

## 【税金、公共料金】

### ○ 国税の特例措置

- ・ 今回の震災で**被害を受けた個人の方**は、平成22年分又は23年分の**所得税**について、**軽減**や**免除**、あるいは既に納付や徴収された場合には**還付が受けられる場合がある**ほか、住宅借入金等特別控除を受けていた住宅が被災して居住できなくなった場合でも**引き続き住宅借入金等特別控除の適用**が受けられたり、**財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し**の際に貯蓄の**利子等**について**非課税**になる等の特例措置が講じられております。
- ・ また、今回の震災で事業用資産や棚卸資産などに**被害を受けた個人事業者の方**についても、**所得税の還付請求ができる場合**があります。
- ・ 詳しくは、**最寄りの税務署**までお問い合わせください（**自動音声案内で「0」**を選択すると、東日本大震災に関する国税の電話相談窓口担当の職員が対応します。）。

（税務署）

久慈税務署	0194-53-4161	（久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町、野田村）
二戸税務署	0195-23-2701	（二戸市、九戸郡のうち軽米町、九戸村、二戸郡）
盛岡税務署	019-622-6141	（盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡）
花巻税務署	0198-23-3341	（花巻市、北上市、和賀郡）
宮古税務署	0193-62-1921	（宮古市、下閉伊郡のうち山田町、岩泉町、田野畑村）
水沢税務署	0197-24-5111	（奥州市、胆沢郡）
釜石税務署	0193-25-2081	（遠野市、釜石市、上閉伊郡）
大船渡税務署	0192-26-3481	（大船渡市、陸前高田市、気仙郡）
一関税務署	0191-23-4205	（一関市、西磐井郡、東磐井郡）

## ○ 県税の特例措置

- ・ 今回の震災で損害を受けた方には、「**県税**（不動産取得税、自動車税、自動車取得税）の**減免**」や「**徴収の猶予**」の措置があります。
- ・ 詳しくは、以下の**広域振興局**（県税部・県税センター・県税室）又は**岩手県総務部税務課**（Tel：019-629-5144）までお問い合わせください。

（県税の窓口）

<b>盛岡広域振興局県税部</b>	<b>019-629-6533</b>	（盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、滝沢村）
<b>県南広域振興局県税部</b>	<b>0197-22-2821</b>	（奥州市、金ヶ崎町）
<b>県南広域振興局</b>	<b>0198-22-4912</b>	（花巻市、遠野市、北上市、西和賀町）
<b>花巻県税センター</b>		
<b>県南広域振興局</b>	<b>0191-26-1420</b>	（一関市、平泉町）
<b>一関県税センター</b>		
<b>沿岸広域振興局県税室</b>	<b>0193-25-2703</b>	（釜石市、大槌町）
<b>沿岸広域振興局宮古地域振興センター県税室</b>	<b>0193-64-2212</b>	（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）
<b>沿岸広域振興局大船渡地域振興センター県税室</b>	<b>0192-27-9912</b>	（大船渡市、陸前高田市、住田町）
<b>県北広域振興局県税室</b>	<b>0194-53-4986</b>	（久慈市、洋野町、普代村、野田村）
<b>県北広域振興局二戸地域振興センター県税室</b>	<b>0195-23-9254</b>	（二戸市、軽米町、一戸町、九戸村）

## ○ 東北税理士会の税務相談

- ・ 東北税理士会では、以下のとおり、災害に関する税務相談に応じております。  
**盛岡税務相談所** 火・木 13:30～16:30 Tel：019-622-5160

## ○ 東北地方の高速道路の無料措置

- ・ 法令の改正により平成24年4月以降の東北地方の高速道路の無料措置が見直されました。これにより、無料措置の対象は東京電力福島第1原発事故により避難されている方に限定されております。
- ・ 平成24年7月1日現在の無料措置の概要は以下のとおりですが、詳しくはNEXCO 東日本 お客さまセンター（Tel：0570-024-024、03-5338-7524（PHS、IP電話の方））又はNEXCO 東日本ホームページ（<http://www.e-nexco.co.jp/>）でご確認ください。

### <無料措置の概要>

- ◆ 実施期間：平成24年9月30日（日）24時まで
- ◆ 対象車種：全車種（避難されている方が運転又は同乗している車両。ETCではご利用いただけません。）

◆ 対象者：① 東日本大震災発生時に、原発事故の警戒区域等（下表の区域）に居住されていた方

浪江町/双葉町/大熊町/富岡町/楡葉町/広野町/葛尾村/川内村/飯館村	
南相馬市のうち、 右記の区域	小高区/原町区/鹿島区小島田/鹿島区塩崎/鹿島区大内/鹿島区烏崎/鹿島区川子/鹿島区南右田/鹿島区江垂/鹿島区寺内/市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで、2130 林班
田村市のうち、 右記の区域	都路町/船引町横道（中山字小塚、中山字下馬沢を含む）/常葉町堀田/常葉町山根/市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで、301 林班から 303 林班までの一部
川俣町のうち、 右記の区域	山木屋/町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで、167 林班

② 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

◆ 必要書面：出口料金所において、次の書面（原本に限る。コピーは無効）を呈示してください。

- ① 東日本大震災発生時に、原発事故の警戒区域等に居住されていた方
  - a 被災時に警戒区域等に居住されていたことの確認ができる書面（住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、り災証明書、被災証明書等）
  - b ご本人が確認できる書面（運転免許証、パスポート、健康保険証等）
- ② 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方
  - a 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
  - b ご本人が確認できる書面（運転免許証、パスポート、健康保険証等）

◆ 対象走行：下表の対象 IC を入口または出口として通行料金を取り扱う走行

道路名	対象 IC（インターチェンジ）
東北自動車道	白河、矢吹、須賀川、郡山南、郡山、本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	いわき勿来、いわき湯本、いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元

※ 双葉町から避難されている方に限り、東北自動車道の加須 IC 及び常磐自動車道の桜土浦 IC も対象となります。

◆ 通行方法：ETCでの利用は対象となりませんので、入口料金所及び出口料金所では「一般」と表示されたレーンを通行してください。

## 【住まい】

### ○ 仮設住宅、公営住宅等への入居等

- ・ 岩手県では、**応急仮設住宅の不具合等に関する相談窓口**として 24 時間対応の無料相談窓口を設置していますので、ご利用ください。  
**応急仮設住宅保守管理センター** TEL：0120-766-880（フリーダイヤル 24 時間受付）
- ・ 岩手県の県営住宅は定期募集（5 月、7 月、9 月、11 月、3 月）を行っています。  
詳しくは、**(財) 岩手県建築住宅センター**（TEL：019-623-4414）にお問い合わせください。  
なお、岩手県内の市町村営住宅は、募集内容に違いがありますので、各市町村にお問い合わせください。
- ・ 岩手県の市町村では、**持ち家の建設・購入、補修・改修等に対する補助**を行っています。  
詳しくは各市町村にお問い合わせください。

### ○ 被災住宅に係る相談

- ・ **被災した住宅の補修・再建**について、無料のご相談を受け付けております。「住まいるダイヤル」までお電話ください。  
国土交通大臣指定住宅相談窓口  
**「住まいるダイヤル」(ナビダイヤル) TEL：0570-016-100**  
(月～金 10:00～17:00 祝日を除く)  
PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147
- ・ 社団法人岩手県建築士事務所協会では、以下のとおり、今回の震災で被災した住宅の居住者を対象として**建物の安全確保、補強修繕、再建等**に係る**被災住宅無料相談窓口**を設置しておりますので、ご利用ください。  
**岩手県建築士事務所協会 事務局** TEL：019-651-0781  
(月～金 9:00～16:00 祝日を除く)

## 【土地・建物等】

### ○ 東日本大震災に伴う盛岡地方法務局の電話相談

- ・ 盛岡地方法務局及び支局では、被災された方への支援として、**権利証をなくした場合、家屋が倒壊・流失した場合の登記申請**や**会社・法人の印鑑証明書**の取得方法など**土地・建物、会社・法人の登記手続及び戸籍等**に関する相談に応じております。
  - ・ **法務局震災相談窓口 (フリーダイヤル)**  
TEL：0120-227-746（平日 8:30～17:15、土日祝日 9:00～16:00）
  - ・ 平日 8:30 から 17:15 までは、以下の法務局及び各支局・出張所にもご相談ください。
- 盛岡地方法務局 (本局)**  
**登記関係** TEL：019-624-9851

戸籍関係	TEL：019-624-9856
供託関係	TEL：019-624-9857
花巻支局	TEL：0198-24-8311
二戸支局	TEL：0195-25-4811
宮古支局	TEL：0193-62-2337
水沢支局	TEL：0197-24-0511
一関支局	TEL：0191-23-4149
大船渡出張所	TEL：0192-26-2606

※ 盛岡地方法務局（本局、登記部門）は、平成23年12月26日(月)から、すべての業務を盛岡第2合同庁舎（盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 TEL：019-624-1141）において取り扱っています。

## 【仕事】

### ○ 岩手労働局の震災関連相談

- 労働者の方が、「**工作中**」や「**職場から避難するとき**」または「**通勤中**」に地震や津波により死亡された場合には、ご遺族の方は「**労災保険**」による給付を受けることができます。

「**労災保険**」とは、労働者の方が負傷・死亡等した場合に必要な保険給付を行うことを目的として、労働者を雇用する事業主が加入を義務づけられ、事業主が保険料を負担する労働者のための保険で、**正社員**のほか、**パートタイマー・アルバイトの方**や**特別加入している事業主等**も適用になります（一部の任意加入となる業種を除く）。

請求は「**ご遺族の方**」が行うこととなりますが、災害弔慰金を受給されている場合や遺族厚生年金等を受給する場合であっても、同時に労災保険を受給することができます。

なお、今回の震災による災害により3か月間生死が分からない場合、又は死亡が3か月以内に明らかとなっても、その死亡の時期が分からない場合は、平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定し、労災請求が可能です。

労災保険の主な給付内容は次のとおりです。

**遺族（補償）年金**：給付基礎日額の153日～245日分（ご遺族の人数等に応じます）

**遺族（補償）一時金**：給付基礎日額の1,000日分（遺族（補償）年金を受給できるご遺族がない場合）

**遺族特別支給金（一時金）**：300万円

- お勤めになっていた**企業**（中小企業のほか法律上の倒産手続を取っている大企業）が今回の震災により被害を受けたことで、**倒産状態**になり**賃金が支払われなかった方**に対して、国が企業に代わって**未払の賃金**をお支払（立替払）する制度があります。
- このほか、岩手労働局では、今回の震災により被災された事業主や労働者、そのご家族の方から**賃金・解雇・雇用**などの**労働相談**をお受けするサポートダイヤルを開設しておりますので、ご利用ください。

**岩手労働局被災者サポートダイヤル（フリーダイヤル）**（平日9:00～17:00）

TEL：0120-980-783（総合労働相談コーナー）

- ・ 平日（8:30～17:15）は、以下の岩手労働局、県内各労働基準監督署、ハローワークにおいて、常時震災関連の相談窓口が設けられております。

（岩手労働局の窓口）

総務部企画室	019-604-3002
職業安定部職業安定課	019-604-3004
労働基準部監督課	019-604-3006
労働基準部労災補償課	019-604-3009

（その他の受付先）

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	盛岡公共職業安定所	019-624-8902
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	同沼宮内出張所	0195-62-2139
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	釜石公共職業安定所	0193-23-8609
花巻労働基準監督署	0198-23-5231	同遠野出張所	0198-62-2842
一関労働基準監督署	0191-23-4125	宮古公共職業安定所	0193-63-8609
大船渡労働基準監督署	0192-26-5231	花巻公共職業安定所	0198-23-5118
二戸労働基準監督署	0195-23-4131	一関公共職業安定所	0191-23-4135
		水沢公共職業安定所	0197-24-8609
		北上公共職業安定所	0197-63-3314
		大船渡公共職業安定所	0192-27-4165
		二戸公共職業安定所	0195-23-3341
		久慈公共職業安定所	0194-53-3374

## ○ 社会保険労務士による無料相談（電話、面談）

- ・ **岩手県社会保険労務士会**では、以下のとおり、今回の震災でお困りの事業主の方、労働者の方への**無料相談窓口**を開設しております。
- ・ 相談内容は**休業手当への助成金の活用**や**労災保険・雇用保険の給付**等です。
- ・ 詳しくは、**岩手県社会保険労務士会（Tel：019-651-2373）**までお問い合わせください。

**電話相談：019-651-2373**

来所相談：岩手県社会保険労務士会 盛岡市山王町1-1

受付時間：水・木13:00～16:00（**来所の場合、事前予約**が必要です。）

## 【車 両】

### ○ 被災した自動車（軽自動車を除く）の永久抹消登録の手続

- ・ 東日本大震災で、紛失又は使用不能となった自動車の「永久抹消登録」の申請書類について、印鑑登録証明書の取得が困難な場合は、添付不要などの特例的な取扱いが認められております。
- ・ 詳しくは、**東北運輸局岩手運輸支局登録部門（Tel：050-5540-2010）**までお問い合わせください。

## ○ 被災した軽自動車の解体等の届出

- ・ 今回の震災で、**軽自動車の所在が分からない場合や自治体に処分を依頼する場合、又はリサイクル業者に引き渡す等で自身が処分を行う場合には、車検証上の所有者（所有者が亡くなっている場合は、その相続人）が、軽自動車検査協会岩手事務所等に解体等の届出を出す必要があります。**
- ・ 詳しくは、**軽自動車検査協会岩手事務所（Tel：019-639-8011 住所：盛岡市湯沢16地割15-10）**までお問い合わせください。

## ○ 被災した自動車の税金減免等の手続

- ・ 今回の震災で自動車等が被災し、**永久抹消登録の手続や解体等の届出**を行った場合は、以下のような**税金の還付や免税、保険料の返還**等を受けることができます。
- ・ 被災した自動車等の所有者又は使用者が**亡くなっている場合は、その相続人の方が減免の申請**ができます。
- ・ 詳しくは、最寄りの**税務署（7ページ参照）**又は書類の提出先となる**岩手運輸支局登録部門、軽自動車検査協会岩手事務所、岩手県県税窓口（8ページ参照）、市町村、保険会社**までお問い合わせください。

### ① 自動車重量税

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付（被災自動車の所有者の方）

被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税（被災自動車の使用者の方）

※ 還付申請書等及び免税届出書等の提出先は、**運輸支局**又は**軽自動車検査協会**です。

### ② 代替自動車の自動車取得税の非課税（被災自動車の所有者等の方）

※ 非課税申請書等の提出先は、**盛岡広域振興局県税部**となります。

### ③ 代替自動車の自動車税・軽自動車税の非課税（被災自動車の所有者等の方）

※ 県税部に自動車取得税の非課税申請手続を行っている方は、自動車税も非課税となります。

※ **軽自動車税**の非課税申請等の申請先は、**市町村**となります。

### ④ 自賠責保険料の返還及び任意の自動車保険料の返還

※ 承認請求書等の提出先は、加入していた**保険会社**となります。

## 【運転免許証などの再交付】

## ○ 運転免許証

- ・ **運転免許証の再交付**など運転免許に関する各種申請については、**警察本部運転免許課盛岡運転免許センター（Tel：019-606-1251）、運転免許試験場（Tel：019-683-1251）、県南運転免許センター（Tel：0197-44-3511）及び県北運転免許センター（Tel：0194-52-0613）、その他**の申請については、**最寄りの警察署**の窓口までお問い合わせください。
- ※ **沿岸運転免許センター**は、平成24年1月30日から釜石市内の仮設庁舎にて業務を行っています。受付時間や更新時講習等の詳細については、下記窓口にお問い合わせください。

(仮設庁舎の所在地)

釜石市八雲町3番1号 (旧釜石第二中学校校庭)

TEL: 0193-23-1515

(取り扱う運転免許業務)

**更新、再交付、記載事項変更届、学科試験、学科技能免除、国外運転免許証、取り消し申請**

※ 受付は月曜日から金曜日となります。

## ○ 年金証書、年金手帳

- ・ どこでも最寄りの**年金事務所**に**来訪**して**再交付**を受けることができます。その際、運転免許証など、**本人確認ができるもの**があれば、持参してください。
- ・ **来訪が困難**な場合は、年金事務所に電話で**届出用紙**の送付を依頼し、用紙に記入して**送付**すれば、年金証書、年金手帳が**郵送**されます。
- ・ 詳しくは、日本年金機構の**ねんきんダイヤル** (TEL: 0570-05-1165 月 8:30~19:00、火~金 8:30~17:15、第2土曜日 9:30~16:00) 又は**最寄りの年金事務所**までお問い合わせください。

<b>盛岡年金事務所</b>	盛岡市松尾町 17-13	019-623-6211
<b>花巻年金事務所</b>	花巻市材木町 8-8	0198-23-3351
<b>二戸年金事務所</b>	二戸市福岡字川又 18-16	0195-23-4111
<b>一関年金事務所</b>	一関市五代町 8-23	0191-23-4246
<b>宮古年金事務所</b>	宮古市太田 1-7-12	0193-62-1963

## 【消費生活相談】

- ・ 販売方法や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談に応じています。
- ・ 県内10か所の市・振興局(下記※)を会場に、県・岩手弁護士会共催で多重債務弁護士無料相談を実施しています。日程・詳細は下記※の会場にお問い合わせください。(花巻地区については、花巻市において相談会を実施しています。)

### ◆県の消費生活相談窓口

名称(担当部署)	相談受付市町村	電話番号
※岩手県立県民生活センター	全県	019-624-2209
※沿岸広域振興局宮古地域振興センター 消費生活相談室	宮古市・岩泉町・山田町・ 田野畑村	0193-64-2211

### ◆市町村の消費生活相談窓口(専門の相談員に相談できる窓口)

市町村名	名称(担当部署)	相談受付市町村	電話番号
盛岡市	盛岡市消費生活センター	盛岡市・八幡平市・雫石町・ 葛巻町・岩手町・滝沢村・ 紫波町・矢巾町	019-624-4111
滝沢村	健康福祉部福祉課	滝沢村	019-684-2111



宮古市	市民生活部生活課市民相談室	宮古市	0193-68-9081
※大船渡市	大船渡市消費生活センター	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-21-3520
花巻市	花巻市市民生活総合相談センター	花巻市	0198-24-2111
※北上市	北上市消費生活センター	北上市・西和賀町	0197-64-2111
※久慈市	久慈市・久慈広域消費生活センター	久慈市・洋野町・野田村・普代村	0194-54-8004
※遠野市	消費生活相談窓口	遠野市	0198-62-6318
※一関市	※一関市消費生活センター 一関相談室	一関市・平泉町	0191-21-8342
	一関市消費生活センター 千厩相談室		0191-53-3957
※釜石市	釜石市消費生活センター	釜石市・大槌町	0193-22-2701
※二戸市	二戸消費生活センター	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-5800
※奥州市	市民環境部市民課総合相談室	奥州市	0197-24-2111
金ヶ崎町	住民課	金ヶ崎町	0197-42-2111

専門の相談員がない市町村でも、担当課に相談できます。

## せいかつ再建

### 【り災証明書の発行】

- ・ 「り災証明書」は、家屋や設備、機器などが地震の被害にあったことを証明するもので、**被災者生活再建支援金の申請、税金の減免の申請、各種融資の申請、損害保険の支払請求**などを行う場合に必要となる場合があります。
- ・ 同証明書を発行してもらうには、**市町村**に申請して、被災状況の**現地調査等**を受ける必要があります。
- ・ 詳しくは、被災時点でお住まいの**市町村の担当窓口**までお問い合わせください。

### 【被災者生活再建支援制度（支援金）】

- ・ 災害により**現に居住する住宅**が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。
- ・ 住宅の被害程度により支給する基礎支援金（最高 100 万円）と住宅の再建方法による加算支援金（最高 200 万円）からなり、**東日本大震災により岩手県内で被災された世帯主**の場合、申請期間は**基礎支援金**が災害発生日から**25 か月以内**（平成 25 年 4 月 10 日まで）、**加算支援金**が**85 か月以内**（平成 30 年 4 月 10 日まで）です。

※ 基礎支援金の申請期間が 13 か月以内から 25 か月以内へ延長されました。

※ 加算支援金の申請期間が 37 か月以内から 85 か月以内へ延長されました。

- 詳しくは、被災時点でお住まいの**市町村の担当窓口**又は**岩手県復興局生活再建課**（Tel：019-629-6936）までお問い合わせください。

## 【災害義援金の交付】

- 岩手県**では、日本赤十字社本社、中央共同募金会及び岩手県災害義援金募集委員会から寄せられた**義援金の市町村への配分**を行っており、以下のとおり**被災者の方に交付**されます。

義援金の種類	義援金の対象	配分単位	交付金額			交付を受ける方（申請者）
			（1次配分）	（2次配分）	（3次配分）	
死亡又は行方不明者見舞金	死亡又は行方不明	対象者1人あたり	50万円	102万円	10万円	原則として配偶者、子、父母、孫及び祖父母。 これによりがたい場合、次に掲げる順序となります。 ① 死亡行方不明者と生計をともにしていた兄弟姉妹 ② 死亡行方不明者と生計をともにしていた三親等内の親族 ③ 死亡行方不明者の葬祭を行った親族
住家損壊等見舞金	居住住宅が全壊又は全焼	1戸あたり	50万円	102万円	10万円	世帯主（又は被災当時に同居していた世帯員であって、これに代わるものと市町村が認める方） ※1戸の住家に複数の世帯が含まれる場合は、代表の1世帯主への交付です。ただし、1戸の住家に複数世帯が存在し、被災当時に各世帯が別々に住民登録されている場合に限り、各世帯主が交付を受けられます。
	居住住宅が半壊又は半焼		25万円	67万3千円	6万7千円	
	入所している社会福祉施設が全壊又は全焼	対象者1人あたり	35万円	69万4千円	6万6千円	
入所している社会福祉施設が半壊又は半焼	18万円		34万7千円	3万3千円	社会福祉施設（居住する目的を併せ持つものと市町村が認めたものに限り）又は被災当時に法令に定める所定の届出が行われている有料老人ホームに入所されていた方	

- 義援金の**第1次配分金の交付申請**は、**被災時点でお住まいの市町村**に行ってください。また、**第2次配分金以降の追加配分金**は、当該市町村が**第1次配分金の交付を受けられた方に振り込む**こととなっております。
- 詳しくは、被災時点でお住まいの**市町村の担当窓口**又は**岩手県復興局生活再建課**（Tel：019-629-6936）までお問い合わせください。

<参考>り災証明書、被災者生活再建支援制度（支援金）、義援金の担当窓口（7月1日現在）

市町村名	り災証明書		被災者生活再建支援制度（支援金）		災害義援金	
	担当課	電話番号	担当課	電話番号	担当課	電話番号
宮古市	税務課	0193-62-2111	福祉課	0193-62-2111	生活課	0193-62-2111
大船渡市	税務課	0192-27-3111	地域福祉課	0192-27-3111	地域福祉課	0192-27-3111
久慈市	市民課	0194-52-2117	社会福祉課	0194-52-2119	社会福祉課	0194-52-2119
陸前高田市	税務課	0192-54-2111	被災者支援室	0192-54-2111	被災者支援室	0192-54-2111
釜石市	市民課	0193-22-2111	地域福祉課	0193-22-0177	地域福祉課	0193-22-0177
大槌町	税務会計課	0193-42-8711	被災者支援室	0193-42-8718	被災者支援室	0193-42-8718
山田町	税務課	0193-82-3111	健康福祉課	0193-82-3111	健康福祉課	0193-82-3111
岩泉町	町民課	0194-22-2111	保健福祉課	0194-22-2111	保健福祉課	0194-22-2111
田野畑村	生活環境課	0194-34-2114	復興対策室	0194-34-2111	会計課	0194-34-2111
野田村	税務課	0194-78-2111	住民福祉課	0194-78-2111	住民福祉課	0194-78-2111

### 【災害弔慰金の支給】

- ・ 災害により現に居住し住民登録のある市町村で**死亡した方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）**に支給するものです。  
※ 兄弟姉妹は、死亡した方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、又は同居していた方に限ります。
- ・ **生計維持者が亡くなった場合は500万円を超えない範囲、その他の方が亡くなった場合は250万円を超えない範囲**で支給されます。
- ・ 詳しくは、被災時点でお住まいの**市町村**又は**岩手県復興局生活再建課**（Tel:019-629-6936）までお問い合わせください。

### 【災害援護資金の貸付】

- ・ 災害により現に居住し住民登録のある市町村で**負傷又は住宅・家財に大きな被害を受けた方**に対して、災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律、最高350万円）の貸付があります。
- ・ 詳しくは、被災時点でお住まいの**市町村**又は**岩手県復興局生活再建課**（Tel:019-629-6936）までお問い合わせください。
- ・ なお、上記災害援護資金の対象とならなかった低所得世帯に対しては、生活福祉資金制度のうち、**生活復興支援資金**（4ページ参照）の貸付があります。

## 【住宅金融支援機構の返済と融資相談窓口】

- ・ **住宅金融支援機構**では、災害からの早期復興を支援するため、住宅の**建設、購入**や**補修**の費用を低利で融資する**災害復興住宅融資**の受付を行っております。
- ・ 融資限度額は、**木造（一般）住宅を建設する場合**、最高で**2,880万円**（土地を取得する場合）、**木造住宅を補修する場合**は最高で**1,030万円**（引方移転・整地を伴う場合）です。
- ・ このほか、今回の震災で被災されたご返済中の方に、**返済金**の払込みの**据置、返済期間の延長**などを行っております。
- ・ 詳しくは、**住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用フリーダイヤル）**（Tel：0120-086-353 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く））までお問い合わせください。

## じぎょう再建

## 【農林漁業者の相談窓口・融資相談窓口】

### ○ 相談窓口

- ・ **岩手県**では、今回の震災により被災した**農業者**及び**漁業者**を支援するため、以下のとおり経営、融資、施設復旧等に関する**相談窓口**を設置しておりますので、ご利用ください。

#### 農業者の相談窓口

盛岡広域振興局農政部	019-629-6597
県南広域振興局農政部	0197-22-2841
花巻農林振興センター	0198-22-4931
遠野農林振興センター	0198-62-9932
一関農林振興センター	0191-26-1413
沿岸広域振興局農林部	0193-25-2704
宮古農林振興センター	0193-64-2214
大船渡農林振興センター	0192-27-9914
県北広域振興局農政部	0194-53-4983
二戸農林振興センター	0195-23-9203
農業振興課	019-629-5641

#### 漁業者の相談窓口

沿岸広域振興局水産部	0193-25-2706
宮古水産振興センター	0193-64-2216
大船渡水産振興センター	0192-27-9915
県北広域振興局水産部	0194-53-4985

### ○ 融資相談窓口

- ・ **日本政策金融公庫農林水産事業**では、農林漁業者向け**震災特例融資**として、**農林漁業セーフティネット資金**（融資限度額：残高通算で1,200万円）や**農林漁業施設資金（災害復旧）**（融資限度額：1施設当たり1,200万円（漁船は7,000万円））の取扱いを行っております。また、上記以外の資金でも償還期限・措置期限を通常より3か年延長しています。
- ・ 詳しくは、**日本政策金融公庫フリーダイヤル**（平日：0120-154-505 9:00～19:00）、又は**農業者・食品企業**の方は**日本政策金融公庫盛岡支店**（農林水産事業部 Tel：019-653-5121）、**林業・水産事業者**の方は**日本政策金融公庫仙台支店**（農林水産事業部 Tel：022-221-2331）までお問い合わせください。

## 【中小企業者の相談窓口・融資相談窓口等】

### ○ 相談窓口

- ・ 政府では、今回の震災で被災された中小企業者の方に資金繰りに重大な支障が生じないよう、金融機関に対し借入金の**返済猶予**や**つなぎ資金**等について柔軟に対応するよう要請を行っておりますので、まずは、お取引先の**金融機関**にご相談ください。
- ・ 詳しくは、**金融庁金融サービス利用者相談室**（Tel：0570-016811 又は 03-5251-6811 平日 10:00～17:00）又は**東北財務局等の金融相談窓口**（6 ページ参照）までお問い合わせください。
- ・ **中小企業庁**では、被災された中小企業向けの支援策をご案内する**中小企業電話相談ナビダイヤル**（Tel：0570-064-350 平日 9:00～17:30）を設置しております。
- ・ **岩手県**では、**岩手県商工労働観光部経営支援課**（Tel：019-629-5543、5542、5541 平日 9:00～17:00）や**広域振興局**等において、**県融資制度**の紹介など資金繰り相談に応じております。

盛岡広域振興局経営企画部産業振興課	平日 9:00～17:00	019-629-6511
県南広域振興局経営企画部観光労働商業課	平日 9:00～17:00	0197-22-3008
沿岸広域振興局経営企画部産業振興課 （釜石商工会議所）	平日 9:00～17:00	0193-25-2701 0193-55-4134
沿岸広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター地域振興課	平日 9:00～17:00	0193-64-2211
沿岸広域振興局経営企画部 大船渡地域振興センター地域振興課	平日 9:00～17:00	0192-27-9911
県北広域振興局経営企画部産業振興課	平日 9:00～17:00	0194-53-4981
県北広域振興局経営企画部 二戸地域振興センター地域振興課	平日 9:00～17:00	0195-23-9201

### ○ 融資相談窓口

- ・ **日本政策金融公庫国民生活事業**では、今回の震災で**直接被害、間接被害を受けた個人企業や小規模企業の方**に、**設備資金及び運転資金（融資限度額（別枠）6,000万円）、その他震災の影響により売上等などが減少している方**などに**設備資金及び運転資金（融資限度額4,800万円、生活衛生関係営業を営む方は5,700万円）**の貸付を行う**東日本大震災復興特別貸付**を行っております。
- ・ また、**再チャレンジ支援融資**を今回の震災で被害を受けた方向けに拡充し、新たに事業を始めるため、又は事業開始後に必要とする資金（融資限度額8,000万円）の貸付を行っております。

- 詳しくは、**日本政策金融公庫フリーダイヤル**（Tel：0120-154-505 平日 9:00～19:00）又は以下の**各支店**までお問い合わせください。
 

八戸支店	0178-22-6274	（岩手県のうち、久慈市、九戸郡、下閉伊郡のうち普代村）
盛岡支店	019-623-4392	（岩手県のうち、八戸支店及び一関支店以外の業務区域）
一関支店	0191-23-4157	（岩手県のうち、一関市、大船渡市、奥州市、陸前高田市、東磐井郡、西磐井郡、胆沢郡、気仙郡）
- 日本政策金融公庫中小企業事業**では、今回の震災で被害を受けた中小企業向けに、設備資金及び運転資金（融資限度額（別枠）3億円）、**その他震災の影響により売上などが減少している方**などに設備資金及び運転資金（融資限度額7億2,000万円）の貸付を行う**東日本大震災復興特別貸付**を行っております。
- また、再チャレンジ支援融資を今回の震災で被害を受けた方向けに拡充し、新たに事業を始めるため、又は事業開始後に必要とする資金（融資限度額（別枠）3億円）の貸付を行っております。
- 詳しくは、**日本政策金融公庫フリーダイヤル**（Tel：0120-154-505 平日 9:00～19:00）又は**日本政策金融公庫盛岡支店**（中小企業事業部 Tel：019-623-6125）までお問い合わせください。
- 岩手県**では、県融資制度として、今回の震災により建物等に被害を受けた中小企業者を対象に設備資金・運転資金を融資する**中小企業東日本大震災復興資金貸付金**（融資限度額8,000万円）を設けております。
- 詳しくは、**岩手県商工労働観光部経営支援課金融担当**（Tel:019-629-5542）又は**県内金融機関**までお問い合わせください。

## ○ 二重債務に関する相談窓口

- 岩手県産業復興相談センターでは、東日本大震災津波によって被災した事業者の早期の事業再生を支援するため、「二重債務問題」をはじめ、資金繰りや事業計画の策定などの幅広い相談にワンストップで対応しておりますので、同センターにご相談ください。

### 相談センター連絡先

センター名	設置団体名	電話番号
岩手県産業復興相談センター	盛岡商工会議所	019-681-0812
釜石事務所	釜石商工会議所	0193-22-2434
宮古事務所	宮古商工会議所	0193-62-3233
大船渡事務所	大船渡商工会議所	0192-26-2141
久慈事務所	久慈商工会議所	0194-52-1000
岩泉事務所	岩泉商工会	0194-22-3245
大槌事務所	大槌商工会	0193-42-2536
田野畑事務所	田野畑村商工会	0194-34-2304
野田事務所	野田村商工会	0194-78-2012

洋野事務所	洋野町商工会	0194-65-4111
普代事務所	普代商工会	0194-35-2132
山田事務所	山田町商工会	0193-82-2515
陸前高田事務所	陸前高田商工会	0192-55-3300

## その他

### ○ 人権相談

- ・ 盛岡地方法務局では、被災で避難された方々に対する風評被害・子どもへのいじめ等の相談に対応するため、平日午前8時30分から午後5時15分まで電話相談をお受けしています。

**「風評被害等」0570-003-110**

(全国共通：お近くの法務局につながります。)

**「子どもへのいじめ等」0120-007-110 (フリーダイヤル)**

### ○ 弁護士会による無料法律相談

- ・ 日本司法支援センター及び岩手弁護士会では、今回の震災により被災された方の緊急の相談に対応するため、以下の**弁護士による電話無料相談窓口**を開設しております。
- ・ **相続、ローン**その他の債務、**借地・借家**の問題など**震災に関連した法律相談**がある方はご利用ください。
- ・ なお、震災に関する紛争については、民事調停手続の**費用が免除となる場合**があります。

**東日本大震災岩手電話相談 (フリーダイヤル) TEL: 0120-755-745**

(月～**金** 13:00～16:00)

※ 東日本大震災と関連性のないご相談には応じておりませんので、ご注意ください。

### ○ 日本司法支援センター (法テラス) による無料相談

- ・ 被災者のための無料法律相談

法テラスでは被災された方を対象に、面談での無料法律相談を実施しております。盛岡市、宮古市、大槌町も各法テラス事務所のほか、お住まいの近くの相談窓口をご案内いたします。相談は予約制となっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

**法テラス岩手事務局 電話：0503383-5546**

(平日午前9時～午後5時)

- ・ 電話による情報提供

法テラスでは、震災に関するお問い合わせについて、法制度の紹介や問題解決に役立つ相談窓口等の情報を電話でご案内しておりますのでご利用ください。

**震災法テラスダイヤル 電話：0120-078-309**

(平日午前9時～午後9時、土曜午前9時～午後5時)

## ○ 司法書士会による無料電話相談

- ・ **岩手県司法書士会**では、今回の震災で被災された方への法的支援のため、以下のとおり**相続、住宅ローン、借家・借地関係**などの相談に対応する**無料電話相談**を実施しております。  
電話番号：0120-823-815（フリーダイヤル）  
受付時間：平日10:00～13:00
- ・ 詳しくは、岩手県司法書士会（Tel：019-622-3372）までお問い合わせください。  
※ 当面実施しておりますが、予告なく終了する場合がありますので、ご注意ください。

## ○ ローンをお借入れの個人の皆様へ

- ・ 東日本大震災の影響で債務の返済ができなくなった個人の方、または、近い将来返済ができなくなることが確実な個人の方を対象に、債務整理を円滑に進めることができるように、民間関係者間の自主的なルールとして「**個人債務者の私的整理に関するガイドライン**」の適用が平成23年8月22日から始まっています。
- ・ ガイドラインの利用により、**震災により返済が困難となったお借入れ**について、一定の要件のもと、**借入金の免除**などが受けられます。また、破産手続とは異なり**個人情報への登録などの不利益を回避**でき、国の補助で**弁護士費用はかかりません**。
- ・ 被災者の方の生活再建を支援するため、手元に上限500万円を目安として現預金を残したまま、銀行などの金融機関がお借入れの減額や免除に応じる運用としました。なお、義捐金等は法律の定めに従い、上記500万円とは別に手元に残すことができます。
- ・ 詳しくは、**個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部**（Tel：019-606-3622 平日9:00～17:00）又は**同委員会コールセンター**（Tel：0120-380-883 平日9:00～17:00）にお問い合わせください。

## ○ 放射能・放射線についてご心配の方へ

- ・ 国等では、放射能・放射線に関する相談窓口を設けておりますので、ご心配の方は以下の窓口をご利用ください。
- ・ 文部科学省では、放射線の健康への影響についての相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。

### 健康相談ホットライン（フリーダイヤル）

Tel：0120-755-199（月～金（祝日を除く）の9:00～18:00）

- ・ また、（独）放射線医学総合研究所においても、**放射線被ばく**の**健康相談窓口**（Tel：043-290-4003 対応時間：月、水、金（祝日を除く）の13:00～16:00）を設けておりますので、ご利用ください。
- ・ 経済産業省原子力安全・保安院において、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る相談やお問い合わせ等に対する電話相談受付窓口（コールセンター（Tel：03-3501-1505、対応時間：月～金8:30～20:00、土9:00～18:00））を開設しておりますのでご利用ください。



- ・ 岩手県の放射能に関する相談窓口は以下のとおり分野ごとに分かれておりますので、それぞれの担当課までご相談ください。

分野		担当課	電話番号
県の放射線影響対策に関すること		総務室	019-629-6815
環境放射能モニタリング		環境保全課	019-629-5383
学校、教育施設		スポーツ健康課	019-629-6193
農林水産物	穀物、野菜、果物	農産園芸課	019-629-5706
	家畜、生乳・原乳、飼料作物	畜産課	019-629-5720
	農産物の安全、営農対策	農業普及技術課	019-629-5652
	きのこ	林業振興課	019-629-5770
	魚介類	水産振興課	019-629-5817
	流通、市場	流通課	019-629-5735, 5736
流通食品		県民くらしの安全課	019-629-5322
水道、飲料水			019-629-5360
工業製品		科学ものづくり振興課	019-629-5553
道路施設（県管理道路）		道路環境課	019-629-5878
廃棄物	下記以外の廃棄物	資源循環推進課	019-629-5381
	下水汚泥	下水環境課	019-629-5896
悪質商法		県民生活センター	019-624-2209